

福島第一原発の汚染水海洋放出をやめさせよう

「汚染水は海に捨てるしかない」は間違い 貯蔵する場所はある・地下式タンクに貯蔵すべき

山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

2021年4月、政府は福島第一原発事故により発生し、今も溜まり続ける汚染水について、一定の処理を経て海洋放出する「処分」を決定した。地元を含めた多くの人々が反対し、全国漁業協同組合連合会(全漁連)や福島県漁連も反対する中での強行決定に反対の取り組みは続いている。

「放射能汚染水海洋投棄反対・共同申入れとヒアリング・院内ヒアリング集会」(主催:原発いらない金曜行動)が開催された。経産省、規制庁、文科省、復興庁と並んで、東電も出席した。

この院内集会では次のようなやりとりがあった。

1. 「汚染水は安全」広報への批判

まず、汚染水(国・東電はALPS処理水または処理水と呼ぶ)について、「安全な水」「飲める水」などとした広報活動を、復興庁などがチラシやパンフレットの配布という方法で行った。昨年12月に復興庁が、教育委員会などは通さず日本各地の学校宛てに直接発送、合わせて155万部送った。これについて市民団体・個人が「撤回」「回収」と申し入れた。復興庁は撤回するとは言わなかったものの「見直す」「ご意見を受け止める」という回答を

した。

こうした文書を国の見解を押しつけるように、生徒・児童宛に送りつけるなどの方法を厳しく批判されての回答だった。

経産省の主導による各省庁の海洋放出に向けた地ならし的な行動には今後も反対の意思表明を続けていくことが大切だ。

2. 東京電力「意見募集」の結果は

東電は2021年11月、1ヶ月の期間を設けて「御意見を伺う」とするパブリックコメントの形式をとった「意見募集」の期間を設けた。

前提としては、「環境影響評価に対する意見募集」となっていて、はじめから海洋放出ありきでの募集主旨だった。これについて院内集会の開かれた段階で東電は何の結果報告もしていないため、このことを問うた。

依然として「取りまとめ中」として答えがないので、定性的(どんな意見が合ったかの紹介)ではなく定量的

な(例えば反対意見が何パーセント、改善を求める意見がいくつ、など)といった取りまとめ及び全回答の開示を要求した。なお、東電は「意見募集結果」について、4月28日になってWebサイトで公開した。

414件の意見が提出され、136項目に分類して回答しているが、要望とはかけ離れ、文書回答文の羅列に終始しており、分析的な評価は何も記載されていない。これでは意見を聞いても何ら受け止めているとは想われない。

3. 「廃炉の見通し」への疑問

汚染水海洋放出の理由の一つは、今後30~40年間の廃炉作業において1000基余のタンク群が敷地を塞いでいること、廃炉時点(2051年と文書回答では明記した)で汚染水処理も終わっていることが前提とされていることだ。このため海洋放出以外に方法がないという。

しかし廃炉はこの期間では達成不可能であることが、市民側から重ねて追及された。

前提が崩れれば汚染水対策としての海洋放出の根拠も崩れる。「タンクが敷地を塞いでいる」とする「敷地」に

は、使用済燃料の乾式貯蔵施設や廃棄物貯蔵所、取り出したデブリなどを保管・分析する施設を建設するという。

現状は、デブリはわずかに姿が見えただけ、使用済燃料の取り出しも1・2号機については方法さえ定まっておらず見通しも立っていない。

敷地の北側には今のタンク敷地面積の倍にも上る広大な土地があり、この中の一部を使えば大容量タンクに詰め替えて100年でも保管は可能である。

国や東電は汚染水放出の根拠として地震へのリスクを

強調する。3月福島県沖地震でもタンクが20センチほど滑動しており、大地震に襲われれば大量に倒壊するリスクは確かに存在する。

ところが、このような主張をしておきながら、計画通り進んでも放出期間の大半でタンクがなくなることはな

4. 「汚染水の放出」許認可手続

放出工事の計画認可については、まだ海底トンネルなどの着工はしていない（6月に開始との報道あり）が、排出用の陸上部と海中の立坑について工事は始まっているという。国の審査も終わっていないのに、なぜ工事が進められるのかと問うと、福島第一原発は通常原発と異なり、工事については許認可以前であっても可能だと規制庁は回答した。

5. 「建屋への浸水防止」は進んでいない

未だに汚染水の発生を止められない原因は、デブリなどの放射性物質が溜まっている場所に何時までも水（地下水・雨水・冷却用の水）が流れ込んで混じり合うから。これを出来るだけゼロにすれば追加発生は防止できる。こんな簡単なことは最初からみんな分かっていた。

2012年に作成された最初の汚染水処理対策の計画案では、2020年度中（2021年3月末まで）に滞留水をなくし、流入する地下水などを日量20トン程度にし、循環冷却により貯蔵タンクの汚染水を総量で80万トン以内に抑えるとしていた。

ところが現在は、『汚染水対策については、現在実施しているサブドレンや陸側遮水壁の運用の継続、敷地の舗装や建屋の屋根の補修等により、汚染水発生量を2020年以内に150立方メートル／日程度、2025年以内に100立方メートル／日以下とする計画です。』としている。汚染水発生量は2025年段階ですら日量100トンに達する。

当初計画が失敗し、依然として汚染水が溜まり続ける

6. 「汚染水は海に捨てるしかない」は間違い

汚染水の貯蔵は、2022年秋に既存のタンクの容量が一杯になるとされる。137万トンが限度と東電は主張する。

しかし敷地内を有効活用すれば、貯蔵する場所はあるし、そういう努力をしなければならぬ。

毎月のように襲い来る地震は、今のところ震度5以内に収まっているが、いつ震度7、M8級の地震が来るかもわからない。その時はタンク群は倒壊するであろう。東日本大震災時に耐えたのは地下式タンク。地上タンクはいくつも破壊されている。

周辺の土地、現在は除染廃棄物の中間貯蔵施設になっ

ている。全く地震対策にもなっていない。

地下式の大容量タンクを建設し、そこに全部移すほうがはるかに対策としては有利であり安全性も向上するのである。

使用前検査の段階で設計や施工が審査条件と合っているかどうかをチェックすれば良いとの考え方だ。これでは例えば放出をしないことになった場合、設備が無駄になる。途中で方針変更が困難であり問題だ。

さらに前提として地元合意が条件になっているのに、それさえ経ていないままの工事の進行は信義則違反である。

現状を作り出した事実を示している。経産省は初めて、汚染水対策が失敗したことを認めた。凍土方式遮水壁の効果も限定的であり、サブドレン井戸からの汲み上げでようやく浸水量を抑えていることを認めた。

計画が失敗した場合にすべきなのは、失敗の原因を探り、対策を定め、計画を変更して目標を設定し直し、実行することだ。

福島第一原発事故の場合は、総ての利害関係のある人や機関などで十分議論し説明し、納得を得られなければならない。

しかし、現実には、いつの間にか計画は失敗し、こっそりと変更され、その目標も大きく後退させられていた。

今後は汚染水の発生量を日量100トンと減らすこととしているというが、今の凍土壁や浸水防止対策が機能しているとは到底言えないことについても反論はなく、修正できないままだ。

しているところが大部分だが、その土地の一部に液体放射性廃棄物としての中間貯蔵施設を作り、活用することも出来るはずだ。

院内集会では26団体・9個人から、文書による申し入れも行われた。

集会の終盤で「関係者の合意なくしていかなる処分も行わない」との国・東電と県漁連との合意文書を確認し、一方的な排出開始をしないことを明言させて、集会を終了した。